

平成30年 第2回農業委員会総会 議事録

1. 日 時	平成30年2月9日(金) 午前9時30分～10時15分
2. 場 所	にかほ市役所金浦庁舎 第3会議室
3. 委員総数	12名
4. 出席した委員(9名)	2番 齋藤勝義 4番 佐藤 直 5番 森 榮一 6番 巴 朋之 8番 齋藤久江 9番 加藤朋光 10番 伊東正志 11番 遠藤 豊 12番 小林 豊
5. 欠席した委員(3名)	1番 阿部鈴子 3番 齋藤文男 7番 佐藤久美子
6. 総会議長	会長 小林 豊
7. 会議録署名委員	5番 森 榮一 6番 巴 朋之
8. 出席した事務局職員	事務局長 佐藤 均 副主幹班長 阿部真也 副主幹 三浦利枝
9. 議事日程	第1 会議録署名委員の指名 第2 会議書記の指名 第3 会期の決定 第4 諸般の報告 第5 議案審議
報告第3号	農地法第18条第6項の規定による通知(合意解約)について ・・・【10件】
議案第5号	にかほ市農業委員の辞任について ・・・【1件】
議案第6号	農地法第3条第1項目的の買受適格証明の件について ・・・【1件】
議案第7号	農地法第3条の規定による賃借権設定の件について ・・・【1件】
議案第8号	農地法第3条の規定による所有権移転の件について

- 議案第 9 号 農地法第 4 条の規定による使用目的変更の件について . . .【 2 件】
- 議案第 1 0 号 農地法第 5 条の規定による使用目的変更に伴う賃借権設定の件について . . .【 1 件】
- 議案第 1 1 号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の決定について . . .【 5 6 件】

◆事務局班長 おはようございます。ただ今より、平成 3 0 年第 2 回にかほ市農業委員会総会を開会致します。
はじめに、会長よりご挨拶をお願い致します。
(開会 午前 9 時 3 0 分)

◇会長 【 会長挨拶 】

◇議長 それでは審議に入る前に欠席者を報告します。1 番阿部委員 3 番 齋藤委員 7 番佐藤委員より欠席の届け出がありました。
ただ今の出席委員は、委員総数 1 2 名中 9 名です。出席委員は過半数に達しております。よって本日の会議は成立いたしました。

◇議長 日程第 1 会議録署名委員の指名を行います。
5 番森委員、6 番巴委員の両名をお願いいたします。

◇議長 日程第 2 会議書記を指名いたします。
会議書記には、本日出席の事務局職員を指名いたします。

◇議長 日程第 3 会期の決定の件を議題といたします。
会議の会期は、本日 1 日限りと決定してご異議ございませんか。

. . .〈異議なしの声あり〉. . .

◇議長 ご異議ないようですので、会期は本日 1 日限りといたします。

◇議長 日程第 4 諸般の報告

【 詳細に報告 】

◇議長

日程第5 議案審議に入ります。

報告第3号農地法第18条第6項の規定による通知（合意解約）について上程します。事務局の説明をお願いします。

◆事務局班長

議案書5ページです。報告第3号-1につきましては、高齢に伴う解約であります。

報告第3号-2につきましては、労力不足による規模縮小に伴う解約であります。

報告第3号-3につきましては、新たな借受希望者が現れたことによる合意解約であります。新たな賃借につきましては議案第11号-27で挙げております。

報告第3号-4につきましては、身体の衰えに伴う合意解約であります。

報告第3号-5につきましては、売買に伴う合意解約であります。売買につきましては議案第8号-1で挙げております。

報告第3号-6につきましては、新たな借受希望者が現れたことによる合意解約であります。新たな賃借につきましては議案第11号-43で挙げております。

報告第3号-7につきましては、新たな借受希望者が現れたことによる合意解約であります。新たな賃借につきましては議案第11号-31で挙げております。

報告第3号-8につきましては、新たな借受希望者が現れたことによる合意解約であります。新たな賃借につきましては議案第11号-32で挙げております。

報告第3号-9につきましては、農地中間管理事業を利用する事に伴う合意解約であります。新たな賃借につきましては議案第11号-52で挙げております。

報告第3号-10につきましては、農地中間管理事業を利用する事に伴う合意解約であります。新たな賃借につきましては議案第11号-47で挙げております。

◇議長

報告第3号の説明が終わりました。ご質問、ご意見等ございませんか。

・・・〈なしの声あり〉・・・

◇議長

ご質問、ご意見ないようですので、報告第3号については同意することに決定してご異議ございませんか。

・・・〈異議なしの声〉・・・

は同意することに決定してご異議ございませんか。

・・・〈異議なしの声〉・・・

◇議長

ご異議ないものと認め、同意することに決定いたします。

◇議長

次に議案第6号農地法第3条第1項目的の買受適格証明の件についてを上程します。事務局の説明をお願いします。

◆事務局班長

議案書8ページです。議案第6号についてご説明します。こちらの農地につきましては競売物件となっております。競売や公売により農地を取得するためには、買受適格証明書の交付を受けた者に限られていることから今回の議案となったものがあります。また当該買受適格証明書の交付を受けた者がその農地の買受人となり、後日農地法第3条の許可申請書が提出された際に、証明書の交付時と事情が異なっていると認められる場合を除き、許可してよろしいか併せて伺うものであります。

申請地は申請者の所有地に近接しており、経営規模拡大の為に申請するものでありまして、申請者の経営状況については議案に記載の通りであります。農地法第3条第2項のいずれにも該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。

◇議長

議案第6号の説明が終わりました。ご質問、ご意見はございませんか。

・・・〈なしの声あり〉・・・

◇議長

ご質問、ご意見ないようですので、議案第6号について原案通り決定してよろしいか、賛成の諸君の挙手を求めます。

・・・〈挙手全員〉・・・

◇議長

挙手全員ですので、許可することに決定いたします。

◇議長

次に議案第7号農地法第3条の規定による賃借権設定の件についてを上程します。事務局の説明をお願いします。

◆事務局班長

議案書9ページです。議案第7号につきましては前の耕作者が契約期間の満了をもって借受できなくなったことから、新たな耕作者と賃借するものであります。

契約条件並びに受人の経営状況は議案に記載の通りであり、農地法第3条第2項のいずれにも該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。

◇議長

議案第7号の説明が終わりました。ご質問、ご意見はございませんか。

・・・〈なしの声あり〉・・・

◇議長

ご質問、ご意見ないようですので、議案第7号について許可することに賛成の諸君の挙手を求めます。

・・・〈挙手全員〉・・・

◇議長

挙手全員ですので、許可することに決定いたします。

◇議長

次に議案第8号農地法第3条の規定による所有権移転の件についてを上程します。事務局の説明をお願いします。

◆事務局班長

議案書10ページです。議案第8号について一括して説明します。議案第8号-1につきましては、報告第3号-5の合意解約に係るものであり、これまで賃借していた土地を売買で所有権移転するものでありまして、金額は■■■■■■■■■■円です。

また議案第8号-2につきましては、譲渡人が相続により農地を取得しましたが自分では農業経営をしていないため、叔母である譲受人に無償で所有権移転するものであります。

どちらも農地法第3条第2項のいずれにも該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。

◇議長

議案第8号の説明が終わりました。ご質問、ご意見はございませんか。

・・・〈なしの声あり〉・・・

◇議長

ご質問、ご意見ないようですので、初めに議案第8号-1について許可することに、賛成の諸君の挙手を求めます。

・・・〈挙手全員〉・・・

◇議長

挙手全員ですので、許可することに決定いたします。

◇議長

次に議案第8号-2について許可することに、賛成の諸君の挙手を求めます。

・・・〈挙手全員〉・・・

◇議長

挙手全員ですので、許可することに決定いたします。

◇議長

次に、議案第9号農地法第4条の規定による使用目的変更の件についてを上程します。事務局の説明を求めます。

◆事務局班長

議案書11ページです。議案第9号の申請地は、象潟町関字下ノ沢地内にある地目が畑の農地であります。位置図が議案書16ページ、公図と土地利用図が17ページ、18ページです。こちらの申請については山砂を採取するための運搬路として、申請者が自己所有の農地を利用する目的でありまして、議案書18ページの図面の①の部分が転用申請箇所になります。利用面積は322㎡です。

申請地は農用区域内農地であり農地転用は原則不許可であります。今回の申請は山砂の採取期間に一時的に通路として利用するものであることから、不許可の例外に該当するものではありません。

また現地につきましては由利地域振興局職員及び伊東委員に確認してもらっております。

◇議長

議案第9号の説明が終わりました。ご質問、ご意見はございませんか。

・・・〈なしの声あり〉・・・

◇議長

ご質問、ご意見ないようですので、議案第9号については許可することに、賛成の諸君の挙手を求めます。

・・・〈挙手全員〉・・・

◇議長

挙手全員ですので、許可相当の意見を付して知事に進達することに決定いたします。

◇議長

次に、議案第10号農地法第5条の規定による使用目的変更に伴う賃借権設定の件についてを上程します。事務局の説明を

求めます。

◆事務局班長

議案書19ページです。議案第10号は仁賀保高原ですでに着手されている風力発電施設の建設工事に係る一時転用であります。位置図及び面積計算図が議案書28ページ、29ページです。

風車の建設工事の際に発生する残土の一時的な置き場として今回申請があったものであります。

29ページの①と②の部分が農地転用の申請地であり、面積は1,538㎡であります。

申請地は農用地区域内農地であり農地転用は原則不許可であります。今回の申請は残土置き場として一時的に利用するものであることから、不許可の例外に該当するものであります。

また現地につきましては由利地域振興局職員及び加藤委員に確認してもらっております。

◇議長

議案第10号の説明が終わりました。ご質問、ご意見はございませんか。

・・・〈なしの声あり〉・・・

◇議長

ご質問、ご意見ないようですので、議案第10号については許可することに、賛成の諸君の挙手を求めます。

・・・〈挙手全員〉・・・

◇議長

挙手全員ですので、許可相当の意見を付して知事に進達することに決定いたします。

◇議長

次に、議案第11号農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の決定についてを上程します。事務局の説明を求めます。

◆事務局班長

議案書30ページです。市長より農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による、農用地利用集積計画の決定を求められております。

利用権の設定の計画が56件でありまして、利用権設定の総面積は349,345㎡です。

以上の計画要請の内容は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を全て満たしております。

では議案書 31 ページからです。

議案第 11 号-1 と 2 は賃借権の再設定であります。契約条件並びに受人の経営状況は、議案に記載の通りであります。

議案第 11 号-3 から 5 は賃借権の新規であります。契約条件並びに受人の経営状況は、議案に記載の通りであります。

議案第 11 号-6 から 9 は受人が同一であり賃借権の新規であります。受人は新たに農業経営を開始する新規就農者であり、主にネギを作付けする計画であります。契約条件並びに受人の経営状況は、議案に記載の通りであります。

議案第 11 号-10 は賃借権の新規であります。契約条件並びに受人の経営状況は、議案に記載の通りであります。

議案第 11 号-11 と 12 は受人が同一であり、11 は賃借権の再設定、12 は賃借権の新規であります。契約条件並びに受人の経営状況は、議案に記載の通りであります。

◇議長

議案第 11 号-1 から 12 までの説明が終わりました。ご質問、ご意見等ございませんか。

◇10 番伊東委員

議案第 11 号-6 について、議案書を見ますと貸付地の欄に 50.4a とありますが、自分の所有地を貸しているのでしょうか。

◆事務局班長

同じ世帯内の家族の所有地を貸付けしています。

◇議長

暫時休憩します (午前 10 時 00 分)

◇議長

再開します。 (午前 10 時 02 分)

◇議長

他に質問等ございませんか。

・・・〈なしの声あり〉・・・

◇議長

ご質問、ご意見ないようですので、議案第 11 号-1 から 12 については、原案通り承認することに賛成の諸君の挙手を求めます。

・・・〈挙手全員〉・・・

◇議長

挙手全員ですので、原案通り承認することに決定致します。

◇議長

次の議案第11号-13は、5番 森榮一委員に関連ありますので、農業委員会等に関する法律第31条及びにかほ市農業委員会会議規則第18条、議事参与の制限に該当しますので退席願います。

〈5番 森榮一委員退席〉 (午前10時02分)

◇議長

議案第11号-13について、事務局の説明を求めます。

◆事務局班長

議案第11号-13は賃借権の再設定であります。契約条件並びに受人の経営状況は議案に記載の通りであります。

◇議長

議案第11号-13の説明が終わりました。ご質問、ご意見等ございませんか。

・・・〈なしの声あり〉・・・

◇議長

ご質問、ご意見ないようですので、議案第11号-13については原案通り承認することに、賛成の諸君の挙手を求めます。

・・・〈挙手全員〉・・・

◇議長

挙手全員ですので、原案通り承認することに決定致します。

5番 森榮一委員の入室を許可します。

〈5番 森榮一委員着席〉 (午前10時03分)

◇議長

続けて説明をお願いします。

◆事務局班長

議案第11号-14から16は受人が同一であり、14と15は賃借権の再設定、16は使用賃借権の再設定であります。契約条件並びに受人の経営状況は、議案に記載の通りであります。

議案第11号-17から24は受人が同一であり、すべて賃借権の再設定であります。契約条件並びに受人の経営状況は、議案に記載の通りであります。

議案第11号-25は、賃借権の新規であります。契約条件並びに受人の経営状況は、議案に記載の通りであります。

議案第11号-26は、賃借権の再設定であります。契約条件並びに受人の経営状況は、議案に記載の通りであります。

議案第11号-27と28は、賃借権の新規であります。契約条件並びに受人の経営状況は、議案に記載の通りであります。

議案第11号-29と30は受人が同一であり、賃借権の新規であります。契約条件並びに受人の経営状況は、議案に記載の通りであります。

議案第11号-31から43については受人が同一であり、41については解除条件付き使用賃借権の新設、それ以外は解除条件付き賃借権の新設であります。契約条件並びに受人の経営状況は、議案に記載の通りであります。

議案第11号-44から56は、農地中間管理事業を利用するものでありまして、すべて賃借権の新設であります。契約条件は議案に記載のとおりであります。

◇議長

議案第11号の説明が終わりました。ご質問、ご意見等ございませんか。

◇5番森委員

森建設工業についてですが、今回の議案の賃借を含めると借受面積は全体でどれくらいの面積になりますか。

◆事務局班長

議案での既借入面積が約20haですので、今回の分を合わせますと30ha弱にはなると思います。まだ今後契約予定の農地もあるようです。

◇議長

暫時休憩します (午前10時07分)

◇議長

再開します。 (午前10時13分)

◇議長

他に質問等ございませんか。

・・・〈なしの声あり〉・・・

◇議長

ご質問、ご意見ないようですので、議案第11号について原案通り承認することに賛成の諸君の挙手を求めます。

・・・〈挙手全員〉・・・

◇議長

挙手全員ですので、議案第11号について原案通り承認することに決定致します。

◇議長

以上をもって、本日の議事日程は全部終了しました。
これをもちまして総会を閉会致します。ありがとうございます

した。

(閉会 午前10時15分)

本総会議事録は、にかほ市農業委員会会議規則第27条の規定によりこれを作成し、その次第に相違ないことを証明するために下記に署名押印する。

平成30年2月9日

会議録署名委員

総会議長 会長

委 員 5 番

委 員 6 番
